

## 【バス】旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となる。当社手配旅行業約款(以下「当社約款」という)で定義する用語については、特段の定めのない限り本旅行条件書において用いることとする。

### 第1条(手配旅行契約)

1 本旅行条件書の対象となる旅行は、株式会社バンク(以下「当社」という)がお客様のために媒介する、一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「運行者」という)が運行する乗合バスとする。

2 本旅行条件書において「旅行契約」とは、当社がお客様の依頼により、お客様のために媒介することにより、お客様が運行者の提供する運送サービス(その付随サービス含む)の提供を受けられるように、手配することを引き受ける契約をいう。

3 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当社約款によるものとする。

### 第2条(旅行の申し込みと旅行契約の成立時期)

1 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社が運営する旅行予約サービス「TRAVEL Now」(以下「当サイト」という)において、予約内容を提示するページに記載された旅行契約の内容および旅行条件等に同意のうえ、予約の申し込みを行うものとする。

2 旅行契約の成立時期は、予約申し込みを当社が承諾する通知を発したされた時点とする。

### 第3条(申し込み条件)

1 当社は、以下の事項を予約内容提示ページに表示するものとし、その記載は、本旅行条件書の一部を構成するものとみなす。

- (1)乗合バスの出発地および目的地
- (2)旅行日程
- (3)旅行代金その他手数料を合わせた費用
- (4)バス会社が提示する取消料、変更料、その他旅行契約の変更または取消の条件
- (5)旅行地における安全確保または衛生に関する特別の注意事項があるときは、当該事項
- (6)その他の旅行条件

2 お客様は、第1項により表示された事項、本旅行条件書、当社旅行業約款、別途定める「TRAVEL Now 利用規約」を確認し、これらに同意のうえ、旅行の申し込みを行うものとする。

3 当社は、旅行契約成立時、第1項各号の事項をお客様が予約内容を確認するページ(以下「予約確認ページ」という)に表示する。

### 第4条(取引条件説明書面・契約書面の交付)

当社は、本旅行条件書に記載した事項(予約内容提示ページおよび予約確認ページに記載された第3条第1項各号の事項を含む。次項において同じ)を、それを記載した書面の交付に代えて、当サイトに掲示し、お客様はこれを申し込み時に必ず閲覧するものとする。お客様は、当社がこの方法により契約内容を通知することに同意するものとする。

#### **第5条(旅行代金の支払い)**

1 旅行代金とは、当社が手配する運送サービスにかかる運賃その他の費用(以下「運賃等」といい、通常、サービス料および消費税を含む)および当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料および取消手数料を除く)をいう。

2 本旅行条件書による旅行において、旅行代金は、利用規約に別途定める当社と提携する後払いサービスで定められた方法により支払うものとする。

#### **第6条(取扱料金)**

旅行契約に対しては、旅行業務取扱料金として、旅行代金の20%を申し受けます。

#### **第7条(旅行契約の内容の変更・解除)**

1 本サービスの旅行契約を変更については、以下のとおりとする。

- (1) 当社は、原則として、変更の依頼は受け付けないものとする。
- (2) お客様は、変更を求める場合、次項のキャンセルにて対応するものとする。

2 本サービスの旅行契約の解除については、以下のとおりとする。

- (1) お客様は、旅行内容の解除により発生する違約料等を、予約内容提示ページに記載されたキャンセルポリシー(以下「提示キャンセルポリシー」という)に従い支払うものとする。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として運行者の運送約款に基づくものであるが、運行者との特約により当該約款と異なる場合があり、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先する。
- (2) 第2項の解除をする場合、お客様は、当社が定める旅行業務取扱取消手数料として、旅行代金その他手数料を合わせた費用にキャンセルポリシーと同等の割合をかけた金額を支払うものとする。

#### **第8条(お客様による旅行契約の任意解除)**

1 お客様は、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができる。

2 お客様は、前項の解除をする場合、当サイトの「確認・変更・取消」ページで取消依頼を行うものとする。ただし、同ページで変更ができない場合は、当社に連絡を行うものとする。

3 お客様は、第1項の旅行契約の解除により発生する取消料・違約料等を、予約内容提示ページに記載された提示キャンセルポリシーに従い支払うものとする。運送サービスの不利用の場合についても同様とする。なお、提示キャンセルポリシーは、原則として運行者の運送約款に基づくものであ

るが、運行者との特約により当該約款と異なる場合があり、この場合には、提示キャンセルポリシーを優先する。

#### **第 9 条(当社の責に帰すべき事由による旅行契約の解除)**

お客様は、当社の責に帰すべき事由により運送サービスの手配が不可能となった場合、旅行契約を解除することができる。なお、その際には、一切の金銭のやりとりは相互に発生しないものとする。

#### **第 10 条(当社の責任)**

1 当社の責任の範囲は、特段の定めがある場合を除き、第 1 条第 2 項に記載した手配行為に限る。

2 当社は、旅行契約成立後、旅行契約の履行にあたり、当社または当社の手配代行者の故意または過失によりお客様が損害を被った場合、その損害を賠償するものとする。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があった場合に限る。

3 当社は、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運行者の運送サービスの提供中止による予約取消、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

#### **第 11 条(お客様の責任)**

1 当社は、お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行動により当社が損害を受けた場合、お客様に対して被った全ての損害の賠償を請求することができるものとする。

2 お客様は、旅行契約を締結するに際し、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければならない。

3 お客様は、旅行開始後において、第 4 条に基づき当サイトに掲示された事項（以下総称して、この条項で「契約書面」という）の運送サービスを円滑に受領するため、万が一、契約書面と異なる運送サービスが提供されたと認識したときは、運行者において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または当該運行者に申し出なければならないものとする。

取扱営業所(本社営業所)

観光庁長官登録旅行業 第 3- 7533 号

東京都渋谷区円山町 28 番 1 号 渋谷道玄坂スカイビル 3F

株式会社バンク

以上 2018 年 6 月 28 日現在

旅行業務取扱管理者： 傍島由美子

旅行業務取扱取消手数料金(第 8 条第 4 項) 片道あたり 540 円